

綾瀬市公立小学校及び中学校の出席停止に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市公立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年綾瀬町教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第8条に規定する出席停止の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(制度の周知)

第2条 校長は、全ての児童・生徒及び保護者に対し出席停止措置に係る制度の趣旨及び適用の要件等の内容について、適切な機会をとらえて周知するものとする。

(学校の留意事項)

第3条 学校は、出席停止措置の運用に当たって、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 事実関係の把握
- (2) 当該児童・生徒への指導
- (3) 保護者との連携
- (4) 教育委員会及び関係機関との連携

(出席停止措置の手續)

第4条 校長は、規則第8条第1項に規定する出席停止に関し、教育委員会に対し出席停止に係る意見具申書（第1号様式）により意見の具申を行うものとする。

- 2 規則第8条第2項に規定する当該児童・生徒の保護者からの意見聴取は、教育委員会及び当該児童・生徒が在籍する校長が行うものとし、緊急の場合等を除き、保護者と面接して行わなければならない。
- 3 教育委員会は、出席停止を命じようとするときは、当該児童・生徒から意見を聴取する機会の確保に配慮するものとする。
- 4 教育委員会は、出席停止を命じようとする場合において必要と認めるときは、出席停止に係る児童・生徒の行為により被害を受けた児童生徒又はその保護者から事情を聴取することができる。
- 5 教育委員会は、出席停止を命じようとするときは、当該児童・生徒の指導に関与した関係機関の職員の意見を参考とすることができる。
- 6 出席停止措置の決定及びその期間は、校長から提出された出席停止に係る意見具申書及び保護者等からの意見聴取に基づき、行為の内容及び頻度、これまでの状況、

保護者の状況、関係機関の意見等により判断するものとする。

(出席停止通知書の交付)

第5条 教育委員会は、規則第8条第2項に規定する出席停止通知書を校長又は教頭の立ち会いのもと、出席停止を命じようとする児童・生徒及び保護者に交付するものとする。この場合において、教育委員会は、保護者に理由及び期間並びに期間中の当該児童生徒への指導及び支援について十分に説明しなければならない。

(期間中の指導)

第6条 出席停止期間中の指導については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育委員会は、保護者に責任をもって出席停止を命じられた児童・生徒を監護することを求めるものとする。
- (2) 学級担任、生徒指導担当者等の教員は、計画的かつ臨機に家庭訪問等を行い、当該児童・生徒の学習及び生活改善について指導に当たるものとする。
- (3) 教育委員会及び学校は、実態に応じ、スクールカウンセラー、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、必要に応じ、児童福祉司、保護司、民生委員、主任児童委員、警察官等の専門職員による支援を求めるものとする。
- (4) 教育委員会は、青少年相談室等の場を活用した教科の補充指導、教育相談等のプログラムを提供するものとする。
- (5) 教育委員会は、地域、関係機関、関係施設、ボランティア団体等の協力を得て、社会福祉体験、勤労体験、職業体験等の体験活動の機会を提供するものとする。

(期間の変更)

第7条 出席停止期間の短縮又は延長の必要がある場合は、校長は、出席停止期間の変更に係る意見具申書(第2号様式)により、教育委員会に具申するものとする。

2 教育委員会は、前項の具申を受け出席停止期間の変更を決定したときは、出席停止期間変更通知書(第3号様式)により、保護者に通知するものとする。

(期間満了後の報告)

第8条 校長は、出席停止期間中及び満了後における当該児童・生徒及び保護者の状況について、出席停止期間が満了した日のおおむね2週間後に、出席停止措置状況報告書(第4号様式)により教育委員会に報告するものとする。

(学校復帰後の指導)

第9条 出席停止期間満了後においても、学校は、保護者及び関係機関と連携しながら適切な指導を継続するものとする。

(委任)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、出席停止に関し必要な事項は、教育委員会
が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

出席停止に係る意見具申書

第 年 月 号
日

綾瀬市教育委員会 殿

綾瀬市立 学校

校長 印

このことについて、次のような状況がありますので、当該児童・生徒の出席停止についての意見を具申します。

児童・生徒氏名		学年 組
保護者氏名		
現住所		
出席停止の理由		
当該児童・生徒の状況及び指導経過		
出席停止した場合の学校の指導計画		
出席停止した場合の関係機関等への要望		
備考		

第2号様式（第7条関係）

出席停止期間の変更に係る意見具申書

第 年 月 日
号

綾瀬市教育委員会 殿

綾瀬市立 学校

校長 印

このことについて、次のような状況がありますので、当該児童・生徒の出席停止期間の変更についての意見を具申します。

児童・生徒氏名		学年 組
保護者氏名		
現住所		
出席停止期間 の変更内容		
出席停止期間の 変更が適当と考 えられる状況		

第3号様式（第7条関係）

出席停止期間変更通知書

年 月 日

様

綾瀬市教育委員会

教育長



次の児童・生徒について、出席停止通知書により執行している出席停止の期間を、次のとおり変更します。

児童・生徒氏名		学年 組
学 校 名	綾瀬市立 学校	
保 護 者 氏 名		
現 住 所		
出席停止期間 の変更内容		
出席停止期間 変更の理由		

変更後の 出席停止期間	年 月 日()から 年 月 日()まで
----------------	--------------------------

第4号様式(第8条関係)

出席停止措置状況報告書

第 号
年 月 日

綾瀬市教育委員会 殿

綾瀬市立 学校

校長



次の児童・生徒について、次のとおり出席停止措置状況を報告します。

児童・生徒氏名		学年 組
保護者氏名		
現住所		
出席停止期間	年 月 日()から 年 月 日()まで	
出席停止期間中の 児童・生徒及び 保護者の状況		
出席停止満了後の 当該児童・生徒 等の状況		

備 考	
-----	--